

◇ 主な質問事項及び回答内容

質問	回答
<p>休止中の事業所等については含まれるか。</p>	<p>休止中の事業所等も数に含める。</p>
<p>訪問介護における出張所等（いわゆる「サテライト事業所」）も1事業所として数えるのか。</p>	<p>サテライト事業所については、本体事業所に含まれるものであり、1事業所とは数えない。</p>
<p>事業所等の数に含めない「みなし事業所」とは何を指すのか。</p>	<p>「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所を指すものである。 （介護保険法第71条第1項、第115条の11を参照）</p>
<p>法人Aが運営する地域包括支援センターでは介護予防支援業務の一部について、法人Bが運営する居宅介護支援事業所に委託している。 この場合、法人Aの事業所等として、委託先である法人Bが運営する居宅介護支援事業所もカウントする必要があるか。 また、法人Bは当該居宅介護支援事業所について、介護予防支援業務の委託を受けていることをもって介護予防支援事業所としてもカウントする必要があるか。</p>	<p>いずれの場合も、カウントする必要はない。</p>
<p>届出書に記載する事業所の指定年月日は、更新の有無にかかわらず当初の指定年月日を記載するのか。 それとも更新していれば更新年月日を記載するのか。</p>	<p>当初の指定年月日を記載する。</p>

質問	回答
<p>A 市内に所在する指定地域密着型サービス事業者（A 市内のみで事業展開をしている事業者）を A 市の同意を得て B 市も指定している場合の業務管理体制の整備の届出は、A 市及び B 市の両方に行くことになるのか。</p>	<p>事業者が所在する A 市のみに届出ることとなる。</p>
<p>主たる事務所が A 県にあって、全ての事業所等が B 県の C 市（中核市）のみに存ずる場合、この場合の届出先は A 県か、B 県か、C 市か。</p>	<p>中核市の長（C 市）あて届出をしていただくこととなる。</p>